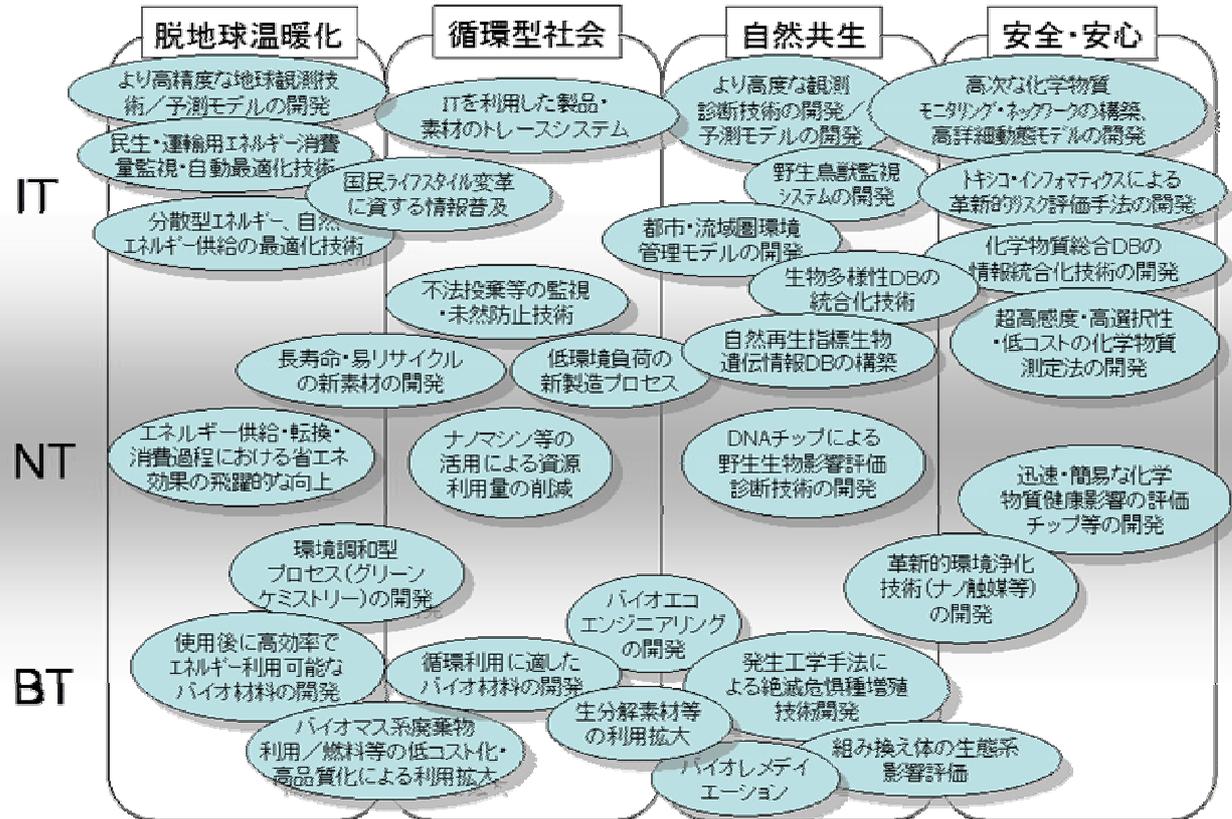


会の構築（環境リスクの評価・管理）	<ul style="list-style-type: none"> ・革新的環境浄化技術（ナノ触媒等）の開発 [NT, BT] ・高次な化学物質モニタリング・ネットワークの構築、高詳細動態モデルの開発 [IT] ・トキシコ・インフォマティクスによる革新的リスク評価手法の開発 [IT] ・化学物質統合データベースの情報統合化技術の開発 [IT] ・遺伝子組換え体の生態系影響評価（再掲） [BT]
-------------------	--

IT:情報通信、NT:ナノテクノロジー、BT:バイオテクノロジー

BT・IT・NT等先端技術により期待される成果



2) ELSI 研究等、先端技術のもたらしうる環境影響に関する研究の推進

先端技術の活用は必ずしもプラスの影響だけを与えるとは限らない。例えば、バイオテクノロジーについては、遺伝子組換え作物などの研究や利用を進める際に生じる倫理的・法的・社会的問題（ELSI: Ethical, Legal and Social Issues）が国際的に懸念されており、様々な枠組みで国際対話が進められている。またナノテクノロジー材料についても、健康影響に関する懸念が報告されているところであり、このような先端技術のもたらしうる負の影響を含めた環境影響に関する研究を行う必要がある。

3) 中期目標

- ・ BT・NT・IT 等先端技術の環境分野への応用及び実用化の促進
- ・ BT・NT・IT 等先端的研究開発に関する環境影響を含む ELSI 研究の促進

(2) 成果の普及促進 / 普及啓発

1) 有用な環境技術の第三者実証による普及促進

既に適用可能な段階にあって、有用と考えられる先進的環境技術でも、環境保全効果等について客観的な評価が行われていないために、エンドユーザーが安心して利用することができず、普及が進まない場合がある。こうしたことから、環境省では、そうした環境技術の環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する事業をモデル的に実施している（モデル事業期間：平成 15～19 年度）。

その結果、平成 15 年度以降、「小規模事業場向け有機性排水処理技術」等 8 技術分野においてのべ 34 機関 67 技術の実証が行われ、技術の改善や関連技術の開発の自主的な取組への寄与、技術の信頼性向上、実証済み技術の普及促進等の成果が得られつつある。こうした制度は、有用な環境技術の普及促進の上で効果的と考えられ、制度の波及効果を十分に把握し制度設計の改善を行いつつ、モデル事業期間終了後の本格事業開始に向け、拡充・強化を図るべきである。

2) 環境研究・技術開発等に関する情報の普及促進、情報交換の場の提供

地球温暖化や廃棄物・リサイクル等の領域においては、大量生産・大量消費・大量廃棄というこれまでのライフスタイルの変革が極めて有効な対策となりうる。したがって、一般市民にライフスタイルの変革を促すべく、専門的な研究・技術開発の成果に関する情報を、専門家ではない一般市民にも受け入れられやすく、利用されやすい形で提供するための手法を開発し、普及を促進することが必要である。なおその際、化学物質対策におけるリスクコミュニケーション等、既存の手法の最大限の活用や改善も視野に入れつつ検討する必要がある。

また、環境研究・技術開発を円滑に進めるため、NGO や一般市民、企業及び公的研究機関等の間で、環境研究・技術開発に関する情報・意見交換を行う場を設けることが望ましい。

3) 戦略的広報手法及び体制の確立

環境研究・技術開発の取組内容や成果などを、その特性に応じて、特定の対象者に限定し、重点的にアピールする等、戦略的広報を行う手法及び体制を確立することが必要である。

特に、企業等に対する環境研究・技術開発の実施状況や成果等に関する情報の積極的提供により、企業行動を環境配慮型に転換させる等の活用が有効であると考えられる。

4) 中期目標

- ・環境技術実証制度の効果の把握、充実強化
- ・環境技術フォーラム開催（年 1 回程度）
- ・戦略的広報手法及び体制の確立

(3) 研究・技術開発等の成果の環境政策への一層の反映

1) 研究者と政策担当者の連携体制の確立

環境政策に貢献する成果を提供することは、環境研究・技術開発の重要な使命である。このため、環境政策の担当者は、現実に直面している政策課題に関連する研究・技術開発のニーズを明確化し、研究者側に提示していくことが必要である。その一方、研究者側は、これまで認識されていない環境問題などの新たな政策課題を政策担当者に提示していくことが必要である。それらのためには、環境

研究・技術開発の各分野における研究者及び政策担当者が一層の連携を図る必要があり、両者の連携体制を確立する必要がある。

2) 政策そのものの研究の推進

持続可能な社会を構築するためには、より持続可能な行動様式へ、一般消費者レベルの価値観の転換（ライフスタイル及び意識の変革）が不可欠であり、また一方で、例えば化学物質の「安心」に関する国民合意の形成などのような環境政策（対策）の妥当性に関する社会的合意形成の実現が不可欠である。このため、消費者の行動様式、価値観の転換、社会的合意形成のための手法等について、人文・社会科学の観点からの研究や、政策そのものの研究を推進する必要がある。

3) 中期目標

- ・研究者と政策担当者の連携体制の構築
- ・政策研究、人文・社会科学研究の推進体制の確立

戦略の実施体制

以上述べてきた推進戦略を実施するため、次のような体制を構築すべきである。

実施方針の作成とそれに対する中央環境審議会による助言及びフォローアップ

中央環境審議会のもとに設置された適切な会議体において、専門的見地から、環境省が作成する推進戦略の実施方針への助言を行うとともに、そのフォローアップとして、進捗状況の定期的な把握、環境問題の現状を踏まえた重要課題等の見直し、進捗状況を踏まえた次なる方向性、次なる目標の明確化等、推進戦略の着実な実施に向けたナビゲーションを行う。

科学技術基本計画の枠組みを通じた強固な府省間連携

第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）に基づき環境分野等の研究開発を推進する内閣府（科学技術政策担当）との密接な連携のもと、環境省が中心となって関係各省とともに推進戦略の実現に努める。